

# 第 11 回 東日本大震災被災者のための無料相談会(原発賠償を中心として)

避難の対象区域内からの避難者の方だけでなく、  
対象区域外からの避難者（自主避難者）の方も

## ■東京電力へ請求書を出す以外にも損害賠償請求の方法があります！

福岡県弁護士会では、被災者・避難者のための相談会を開催いたします。

損害賠償請求の手続きを知りたいという方や、請求をするかどうか決めていないという方も、お気軽にお越しください

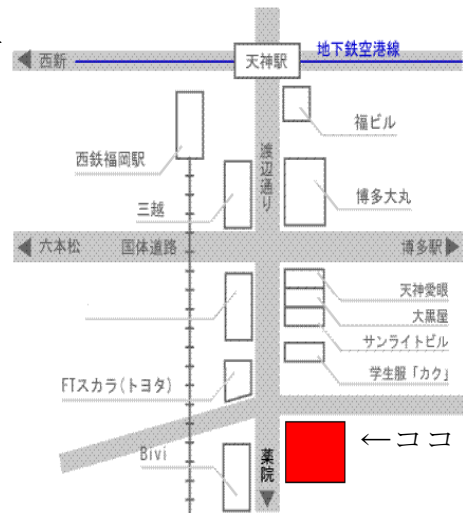
※ 原発賠償に限らず、借金、住宅ローン、雇用、相続、生活などの問題も受け付けます。誰に相談してよいか分からない問題についても、まずはご相談ください。

開催日時 平成 26 年 4 月 20 日（日曜日）  
13 時～16 時（受付は 15 時まで）  
（会場にいらっしゃった方から順次、弁護士が個別相談に応じます）

開催場所 福岡県弁護士会天神弁護士センター

福岡市中央区渡辺通 5 丁目 1 4 番 1 2 号  
南天神ビル 2 階

- ・参加費は無料です。
- ・ご予約は原則不要ですが、資料の準備等の関係で事前にご連絡頂くとスムーズにいきます。
- ・お問い合わせは天神弁護士センター（TEL092-741-3208）まで。
- ・時間内であれば、弁護士が待機して、ご相談に応じます。お気軽にお越し下さい♪



■福岡県弁護士会は被災者の皆さんを全力で支援しています。  
震災・原発被害に関する**無料法律相談**（＝県内 19 ヶ所の法律相談センター）・**無料出張相談**（＝県内全域に出張します）など、随時実施中です！  
相談会の日に会場に来られない方も、個別で相談を受け付けます。  
詳しくは→Web [福岡県弁護士会](#)（検索）、または[天神弁護士センター](#)（TEL 092-741-3208）までお問い合わせください。